主な指摘事項【介護予防支援】

区分	項目	内容	文書指摘件数
運営	指定介護予防支援の具体的取扱方針	・モニタリングについて、利用者の居宅を訪問しない月においては、指定介護予防サービス事業者等への訪問、利用者への電話等の方法により、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況について確認を行う必要があるが、これを行っていないものが見受けられた。利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況について確認を行い、1月に1回はその結果を記録すること。	1件

計1件